

平成 27 年度

地域バイオマス産業化推進事業

(地域バイオマス産業化支援事業＜全国段階＞)

バイオマス産業都市構想策定支援対象地域

公募要領

平成 27 年 10 月

一般社団法人日本有機資源協会

**地域バイオマス産業化推進事業**  
**(地域バイオマス産業化支援事業＜全国段階＞)**  
**バイオマス産業都市構想策定支援対象地域**  
**公募要領**

|     |                          |   |
|-----|--------------------------|---|
| 1   | 事業概要                     | 1 |
| 1.1 | 地域バイオマス産業化支援事業＜全国段階＞について | 1 |
| 1.2 | 事業目的                     | 1 |
| 1.3 | 実施体制                     | 1 |
| 1.4 | 実施内容                     | 1 |
| 2   | 募集対象自治体                  | 1 |
| 2.1 | 募集条件                     | 1 |
| 2.2 | 支援の流れ                    | 2 |
| 3   | 応募方法                     | 3 |
| 3.1 | 応募受付期間                   | 3 |
| 3.2 | 応募書類                     | 3 |
| 3.3 | 提出先                      | 3 |
| 4   | 選定方法                     | 4 |
| 4.1 | 審査の手順                    | 4 |
| 4.2 | 審査の観点                    | 4 |
| 4.3 | 審査の基準                    | 4 |
| 4.4 | 審査結果の通知                  | 5 |
| 5   | 選定後の手続き                  | 5 |
| 6   | お問合せ                     | 5 |

## 1 事業概要

### 1.1 地域バイオマス産業化支援事業＜全国段階＞について

地域バイオマス産業化支援事業＜全国段階＞（以下、「本事業」といいます。）とは、「農山漁村6次産業化対策事業実施要綱」に基づき農林水産省が実施する平成27年度の補助事業です。

### 1.2 事業目的

本事業は、バイオマス関係7府省が共同でとりまとめた「バイオマス事業化戦略」（平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定）において、地域のバイオマスを活用した産業化等を推進することとされたことに基づき、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進するものです。

### 1.3 実施体制

本事業は、一般社団法人日本有機資源協会（以下、「事務局」といいます。）が補助事業者として実施しているものです。また、本事業の一部を八千代エンジニアリング株式会社へ委託しております。

### 1.4 公募内容

本事業では、バイオマス産業都市の認定を目指す地域を対象として、バイオマス発電や熱利用・バイオガス等のバイオマス利活用事業に関する事業の実現可能性について資料収集・現地調査等を行い、本事業において設置されている学識経験者等で構成する委員会「バイオマス産業都市推進委員会」の助言及び意見を聴取することで、バイオマス産業都市構想の策定を支援することとしております。

今回の公募は、この支援を行う対象地域を選定するものです。なお、この支援によりバイオマス産業都市への認定を保証するものではありません。

## 2 募集対象地域

### 2.1 募集条件

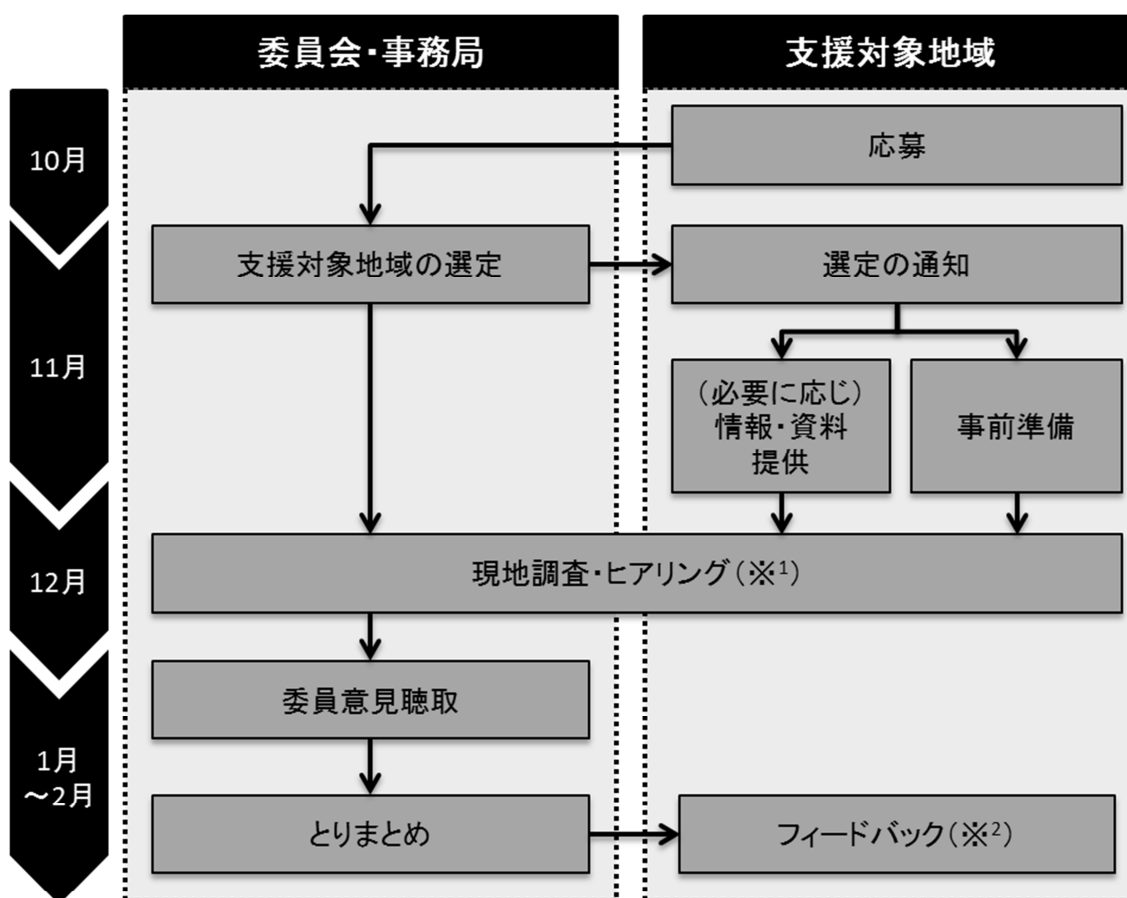
応募対象は、市町村（単独又は複数）又は当該市町村が属する都道府県の共同体とします。対象地域の数は一事業の範囲内で数件程度を予定しています。

※ 現在または過年度において、地域バイオマス産業化支援事業＜地域段階＞による補助事業を実施した地域や、既にバイオマス産業都市に認定された地域は対象外となります。

※ 選定された地域には、支援に必要な情報提供や現地調査等の受け入れに関しご協力いただきます。なお、支援を実施するための費用（専門家派遣、委員会開催経費等）は事務局にて負担いたします。

## 2.2 支援の流れ

支援の流れは、以下に示すとおりです。



※<sup>1</sup>現地調査・ヒアリングは八千代エンジニアリング株式会社へ委託して実施します。

※<sup>2</sup>支援対象地域の取組み状況に応じ、バイオマス産業都市構想の素案作成あるいはブラッシュアップを想定しています。

### 3 応募方法

#### 3.1 応募受付期間

| 受付期間                                  | ＜参考＞支援時期（予定）                   |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| 平成 27 年 10 月 28 日（水）<br>～11 月 13 日（金） | 平成 27 年 11 月下旬<br>～平成 28 年 2 月 |

- ・ 応募書類をもとに、本事業で設置されている「バイオマス産業都市推進委員会」において選定し、その結果をお知らせいたします。支援内容、実施時期の詳細は選定地域・事務局にて調整のうえ決定いたします。
- ・ 提出締め切り：電子メール及び持参の場合は受付期間最終日の 17:00 まで、郵送の場合は当日消印有効とします。

#### 3.2 応募書類

応募様式に必要な事項をご記入の上、関係資料がある場合は、添付してご提出ください。

提出書類は、様式 1、様式 2（関係資料があれば添付）、様式 3 です。提出部数は、郵送及び持参の場合は正副 2 式、電子メールの場合は 1 式とします。

様式 2 については 3 枚以内（関係資料は除く）、様式 3 については 4 枚以内で作成してください。作成及び提出にかかる費用は、応募者において負担してください。

提出された応募書類については、選定以外の目的には使用いたしません。

必要に応じて、記載内容に関する確認等のため、事務局より様式 2 に示された「担当者連絡先」にご連絡する場合があります。

提出された書類等は、返却いたしませんので予めご了承ください。

#### 3.3 提出先

応募書類は以下まで、電子メール、郵送もしくは持参によりご提出ください。（FAX による提出は、受け付けません。）

郵送の場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法を利用して下さい。

##### 【提出先】

〒104-0033

東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 401

一般社団法人日本有機資源協会 事務局 宛

TEL : 03-3297-5618（担当：菅原、土肥、柴崎）

E-mail : sangyotoshi@jora.jp

※ 封筒の表書きには「バイオマス産業都市構想策定支援対象地域 応募書類在中」と明記してください。

## 4 選定方法

提出された応募書類等については、次の4.1～4.4までに掲げるとおり、一般社団法人日本有機資源協会において事前整理等を行った後、本事業で設置している「バイオマス産業都市推進委員会」において、審査基準等に基づいて審査を行い、候補を選定します。

### 4.1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

#### (1) 事前整理

一般社団法人日本有機資源協会等において、提出された申請書類について事前整理を行い、必要に応じて問い合わせいたします。なお、本公募要領に基づく要件等を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

#### (2) バイオマス産業都市推進委員会による審査

事前整理等を踏まえ、バイオマス産業都市推進委員会において審査を実施し、得点が高い順に本事業の範囲内で数地域選定します。

### 4.2 審査の観点

審査は、地域におけるバイオマスに関する取組み実績や計画策定状況、事業内容、事業の効果等を勘案し総合的にを行います。

### 4.3 審査の基準

審査基準は、以下によるものとします。

#### (1) 取組み実績・計画策定状況

バイオマスに関する取組み実績については、次の項目について審査するものとします。

- ①担当者（または担当部署）の専門性、専任性
- ②類似・関連事業の実績等、関連計画の策定状況とその進捗状況
- ③事業化プロジェクトの具体性

#### (2) 事業内容

事業内容については、次の項目について審査するものとします。

- ①事業化プロジェクトの目的、趣旨との整合性
- ②バイオマス利用技術の妥当性

(3) 支援による効果

支援による効果については、次の項目について審査するものとします。

- ①バイオマスの活用によって解決される地域課題が明確であること
- ②バイオマス活用事業の実現性があること

**4.4 審査結果の通知**

バイオマス産業都市推進委員会による審査を踏まえ、支援対象地域となった応募者にはその旨を、それ以外の応募者には支援対象地域とならなかった旨をそれぞれ通知します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという秘密保持を遵守いたします。

なお、決定に係る審査の経過、審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

**5 選定後の手続き**

選定後は速やかに事務局と打合せの上、支援内容や実施時期等の詳細について調整のうえ決定いたします。

**6 お問い合わせ**

3.3 の応募書類提出先にお問い合わせください。